

法科大学院 2014年度入学試験問題 憲法 出題趣旨

議員の親族が経営する企業に対し、市との工事等の契約を辞退するよう求め、また関係する議員にも辞退届を提出するよう努力義務を課す、政治倫理条例の合憲性を問う問題である。条例の趣旨に反した議員に対しては、辞職勧告が行われることとなっており、この点も併せて問題となる。

本問には、モデルとなった事案（判決）があるが、事案についての知識を求めているわけではない。また事案を知っていても、下記の諸点をふまえて答案を構成するのは容易ではないであろう。

法律（地方自治法）と条例との関係（憲法 94 条）、経済活動の自由の制約（22 条 1 項、または 29 条 1 項）、議員活動の自由または議員の政治活動の自由（立候補の自由を含む）の制約、といった点が、憲法上は問題となろう。議員活動の自由・政治活動の自由の制約の問題には、是非とも触れてほしいところである。

法律と条例の関係については、比較的論じやすいであろうが、地方自治法と条例の規定をふまえ、ていねいに議論を組み立てることが期待される。経済活動の自由については、議員の立場からなぜその制約を主張することができるのか、説明が必要である。本問の場合、契約の辞退を求める制約と議員に辞退届を提出させる義務は相互に関連し、また条例に従えば、議員を続ける限り契約辞退を求めざるをえなくなるという事情がある。議員活動の自由・政治活動の自由については、憲法 15 条 1 項、21 条、93 条などから根拠づけを行いつつ、どのような意味で権利の制約が生じているのかを、きちんと論じる必要がある。事案では、辞職勧告がなされているにとどまる。

原告の主張、被告側からの反論を想定した自説の展開、双方が要求されているので、項目や論点をあげるだけでなく、それぞれについて、かみ合った議論をきちんと展開する必要がある。